

## 経営情報学会 役員予定者選挙規程

### [総則]

- 第1条 本規程は、定款第25条に定める役員予定者の選出に関して定める。
- 第2条 本規程に従って選出された役員予定者は、社員総会での選任を経ることで役員となる。
- 第3条 この規程に定めのない事項については、選挙管理委員会の決定による。
- 第4条 理事会は、原則として役員改選の前年11月に正会員5名以上をもって選挙管理委員会を組織する。
- 2 選挙管理委員は、役員候補者およびその推薦人になることはできない。また、選挙管理委員で役員候補者およびその推薦人になろうとする者は、その職を辞任しなければならない。
- 第5条 役員選挙は、原則として毎年2月に行う。

### [役員候補者の推薦および立候補]

- 第6条 役員候補者には、その役職に応じて、推薦または立候補によってなることができる。
- 2 会長および副会長の候補者になるものは、正会員の推薦人3名から推薦の承諾を得て、候補者の抱負をもって、選挙管理委員会に届け出る。
- 3 理事の候補者になるものは、正会員の推薦人3名から推薦の承諾を得て、候補者の抱負をもって、選挙管理委員会に届け出る。あるいは、推薦代表者が理事の候補者になるものを、本人の承諾を得て、正会員の推薦人3名の署名と推薦代表者の推薦文をもって、選挙管理委員会に届け出る。
- 4 監事の候補者になるものは、推薦代表者が本人の承諾を得て、正会員の推薦人3名の署名と推薦代表者の推薦文をもって、選挙管理委員会に届け出る。
- 5 候補者は推薦人になることはできない。
- 6 候補者および推薦人となる正会員は、選挙管理委員会の受理時点において、その年度までの規定の会費を全額納入済みでなければならない。
- 7 推薦人は複数の候補者を推薦することはできない。

### [投票]

- 第7条 役員候補者の名前を列举するときには、役職別に五十音別に配列記載する。
- 第8条 正会員は1回の役員予定者選挙に際し1回の投票権利を有する。
- 第9条 役員改選数は理事会が定める。
- 2 選挙管理委員会へ届け出た役員候補者数が、改選数を超える場合に選挙を実施する。
- 3 会長、副会長については、候補者数が改選数以内の場合に、信任投票を行う。
- 第10条 投票は、無記名とする。
- 第11条 正会員は、役職別に改選数に基づいて候補者を選定し投票する。
- 第12条 正会員は、指定する期日までに投票を行なう。
- 第13条 選挙管理委員会は、前条による投票結果を開票・整理・保管する。

### [無効投票]

- 第14条 次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 正規の手段によらない投票。
- (2) 記入した選定数が、前第11条に定める数を超過したもの。ただし、この場合の無効の範囲は、その役職のみとする。
- (3) 指定の期日を越えて到着した投票。
- (4) 記入の確認が困難なもの。

第15条 投票に疑義のあるものについては、選挙管理委員会が判定する。

[当選者]

第16条 選挙管理委員会へ届け出た役員（会長・副会長を除く）の候補者数が改選数を超えない場合には、届け出た役員候補者を無投票で当選者とする。

第17条 前第9条による選挙においては、得票数の多い者をもって当選者とする。当落の判定の際、同一得票者が2名以上いる場合は、生年月日の早い者をもって当選者とする。

[会長・副会長候補者の信任投票]

第18条 前第9条により会長・副会長の信任投票を行う場合、正会員は前第7条、第8条、第10条および第12条に準拠して、信任投票を実施する。

第19条 選挙管理委員会は、前条による信任投票結果を開票・整理・保管する。

第20条 有効投票の過半数の信任が得られれば、会長・副会長候補者は信任されたとする。

第21条 会長・副会長予定者が選任されない場合は、理事予定者の互選で選任する。

[役員予定者の補充]

第22条 会長予定者に選任されたものは、社員総会に先立って3名までの理事予定者を正会員の中から指名することができる。

2 役員予定者が改選数に満たない場合、社員総会に先立って会長予定者は前項に加えて補充する役員候補者を正会員の中から指名することができる。

3 第18条で不信任となった候補者を理事予定者として補充することはできない。

[会員への報告]

第23条 選挙管理委員会は、開票結果を速やかに会員に報告しなければならない。

[規程の変更]

第24条 本規程の改廃は理事会及び社員総会の議を経る。

[附則]

第25条 当法人設立後初回の役員予定者選出は、設立時社員による社員総会を開催し、従来の任意団体経営情報学会において選出された役員予定者を当法人の役員予定者として承認することをもってそれに代える。

2 この規程は平成26年5月31日に改定し、同日より施行する。